



令和4年度第3回理事会
議事録



令和4年6月10日（金）



公益財団法人武蔵野市福祉公社

令和4年度 第4回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和4年6月10日(金) 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 会場 本部1階会議室
Web会議システム Zoom を使用しオンラインを併用

3. 理事の現在数 6名(定足数 4名)

4. 出席者 会議室 理事長(議長) 森安 東光 常務理事 伊藤 朝子
理事 黒竹 光弘 理事 渡邊 昭浩
Web 監事 大久保 実
監事 安田 大(午後1時38分入室)

5. 欠席者 理事 大野 壽三枝 理事 千種 豊

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

日程第1 議案第5号 令和3年度事業報告について
日程第2 議案第6号 令和3年度決算報告について
日程第3 議案第7号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について
日程第4 議案第8号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について
日程第5 議案第9号 令和4年度第2回評議員会の開催について
日程第6 報告事項1 理事の競業取引について
日程第7 報告事項2 理事の利益相反取引について
日程第8 報告事項3 第三期中長期事業計画進捗報告
日程第9 報告事項4 理事長及び常務理事の職務執行状況について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人 理事長 森安 東光
監事 安田 大 大久保 実

10. 議事の経過及び結果

安田大監事及び大久保実監事は本議場にはいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることを確認した。

開会に先立ち、令和4年4月1日に着任した伊藤朝子常務理事兼事務局長から挨拶があった。

森安理事長より、傍聴希望はなく、出席理事4名、定数6名につき、定款第35条により過半数を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事2名とし、議事の審議に移った。

日程第1 議案第5号 令和3年度事業報告について

日程第2 議案第6号 令和3年度決算報告について

森安理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

伊藤事務局長から、令和3年度事業報告及び決算報告について、定款第9条に基づき監事の監査を受け、承認を求めるもので、詳細について次のとおり説明された。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染症が、依然として収束しない状況が続いた。感染予防対策を徹底しながら、事業運営やイベントや講座、研修などを調整・工夫し実施した。令和4年2月に開催した「40周年記念式典」についても、実施直前に感染者の増加傾向がみられたことから、急きよ、オンライン配信を併用し、結果として多くの方に視聴していただくことができた。感染症対応レスキューヘルパー派遣や、自宅療養者支援事業、生活困窮者自立相談支援事業の相談件数等の高止まりなど、体制を整えしっかり対応した。令和3年度事業計画の重点項目の「新型コロナウイルス感染防止を徹底したうえでの着実な事業の継続」は、以上のとおり粛々と業務遂行した。

つぎに、本部事務所の建て替えについては、市民社会福祉協議会と若手中心のワーキングチームを結成し、検討を進めた。

また、北町高齢者センターのあり方の検討では、老朽化している施設の今後等についてプロジェクトチームにより検討を進めた。

財政状況については、多くの事業でマイナスとなった。各事業について、新型コロナウイルスの感染拡大が大きく影響したが、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に寄与すべく、福祉公社の理念に沿って実施している。

石橋権利擁護課長より、権利擁護課の事業について次のとおり説明された。

令和3年度は、生活自立支援センターが独立したが、課として引き続き、各センター間で相互に情報共有、連携を図りながら事業を実施した。また、センターごとに新パンフレットを作成し、周知を図るとともに、新システムを導入し、業務の効率化にも取り組んだ。

令和3年度も感染症対策に努めながら事業を実施したが、権利擁護課全体の訪問回数は前年度比約22%増の4,840回、面接回数は2,500回でほぼ横ばいで、電話回数は約20%増の17,761回となった。

事業番号1、つながりサポート事業では、令和3年度末の利用者数は83世帯93人で、入院入所支援等の個別サービスは延べ90回、計162時間提供した。エンディング相談支援事業は、10件11時間で、本事業受託時に単独で契約可能となった死後事務委任契約を2件締結し、没後の支援を実施した。2名のご利用者から遺贈により寄付金をいただいている。

事業番号2、権利擁護事業では、令和3年度における権利擁護レスキュー実支援者数は21人、新規契約者数は14人、年度末契約者数は8人で、終了者のうち、後見制度への移行は8人、5人はご逝去された。感染防止に努めながら、老いじたく講座、法律相談、一般相談を実施し、市民の権利擁護に努めた。

事業番号3、地域福祉権利擁護事業は、東京都社会福祉協議会からの受託事業で、令和3年度年度末利用者数は37人、新規契約者数は8人、解約者数のうち生活保護受給者金銭管理支援事業への移行が7人、2人が後見制度へ移行された。生活支援員の活用に力を入れ、実働生活支援員数は令和2年度の8名から令和3年度10名へ、生活支援員の担当利用者数も14名から17名に増加した。主な収入は東京都社会福祉協議会からの受託料で、事業活動収支差額は249万円の赤字となっているが、受託料の人件費が見合っていないため、老後福祉基金活用事業としている。

事業番号4、成年後見人等受任事業で、市の地域福祉を担う法人として、本人、親族等の意向を確認し、成年後見人等を受任した。令和3年度の新規受任者数は22人、うち2人は市長申立だった。また、令和3年度は福祉公社で長期間後見人等を受任していた利用者が、数多く亡くなられたことから、終了者数が41人となり、年度末受任者数は128人と前年度より19人減少した。

事業番号5、生活困窮者自立相談支援事業では、コロナ禍において、令和3年度の新規相談者数は779人と前年度比57%に減少したものの、延べ相談者数は4,346人で、前年度比87%の減少にとどまった。これは各種給付制度を受けても、現状から抜け出せない相談者が取り残されていることを表している。同様に、住居確保給付金申請者は136人で、前年度比29%にもかかわらず、給付件数は1,435件で前年度比52%にとどまった。また、プラン件数は91件で前年度比149%、家計改善支援者数は延べ143人で前年度比172%と、家計に課題を抱える相談者や、プランが必要な重層的な課題を抱えている相談者が増加した。

また、今年度は新たに、国の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の相談支援業務、武蔵野市の独自事業である「特別就職支援金」「住居契約更新料給付金」の申請窓口業務等を市から受託したことから、相談者数自体は減少しているにもかかわらず、支援回数は面接1,617回、訪問309回、電話5,242回と令和2年度と変わらなかった。そのため、職員体制も相談員5人、パートタイマー事務員1人と、令和2年度末と同様の人員を配置したため、収支計算書は記載のとおりで、事業活動収支差額は593万円の赤字となった。

事業番号6、生活保護受給者金銭管理支援事業は、令和3年度実利用者数は58人（昨年度52人）、年度末利用者数は48人（同41人）、出納回数は1988回（同1682回）で、事務出納業務の人件費が嵩み、収支計算書は記載のとおり、事業活動収支差額は405万円の赤字となった。

事業番号7、成年後見制度利用促進事業は、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市とともに中核機関を運営した。また、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を2回開催し、各専門職、福祉関係者との連携を深めた。7市合同の市民後見人フォローアップ講座を副幹事市として開催したほか、成年後見制度に関わる講演会および、学習会兼相談会等を実施した。

堀田在宅サービス課長より、在宅サービス課の事業について次のとおり報告された。

事業番号8、居宅介護支援事業では、特定事業所加算算定事業所として24時間連絡体制を確保し、居宅介護支援事業を実施した。在宅介護地域包括支援センター等から紹介の支援困難利用者や権利擁護センターと連携が必要な利用者を積極的に受け入れた。担当ケースは介護、予防、総合事業を合わせて、昨年より62件増の1,572件で、収支計算書は記載のとおり収支差額は116万円の黒字となった。

事業番号9、訪問介護サービス事業では、新型コロナウイルス流行による利用控えや、帯ケアの終了などが相次ぎ、派遣時間は20,668時間で、落ち込んだ前年に比べてもあまり派遣時間は伸びなかった。ヘルパーの交通事故や複数名のコロナ感染等、サービス調整に苦労した1年

だった。令和3年度も職員作成の動画による研修やオンライン会議を開催し、どの研修も参加率は100%となり、コロナ禍ながら、ヘルパーの知識や技術向上につながった。自費サービスの利用は継続的にあり、コロナ感染後遺症の若年市民から家事支援の依頼もあり、今後も多様化する市民ニーズに対応していく。収支計算書は記載のとおりで、収支差額は64万円の黒字だった。

事業番号10、居宅介護サービス事業は、障害者総合支援法による居宅介護サービス事業で、一部職員と登録ヘルパー2名が喀痰吸引研修を受講し、胃ろうや、痰の吸引等の医療的ケアが必要な利用者への支援を行うことができた。また、令和2年度は利用者の外出控えで大きく減少した移動支援事業は、令和3年度は利用者数が回復傾向となっている。収支計算書は記載のとおりで、収支差額は117万円の黒字だった。

事業番号11、生活支援事業は、市の認知症見守り支援ヘルパー事業、レスキューヘルパー事業に加えて新しくコロナウイルス自宅療養者支援事業を受託した。令和3年度、感染症対応レスキューヘルパーは2名の利用者へ派遣した。家族介護者がコロナ感染し、濃厚接触者となった利用者への派遣と利用者本人が感染したケースへの派遣で、複数の職員が防護服を手早く着脱して支援に入った。また、自宅療養者支援事業は、電話による安否確認に加えて、必要な市民に、物資を自宅に届けて安否確認を行った。収支差額は記載のとおり、164万円の赤字となった。

事業番号11、地域包括ケア人材育成センター事業では、オンラインになじまない、介護職員初任者研修や認定ヘルパー養成研修、喀痰吸引研修等は対面で実施し、その他の研修はオンラインや、オンラインと対面を併用したハイブリッド研修も開催し、コロナ禍における介護福祉人材の養成のあり方を工夫しながら事業を実施した。新たな事業者支援の一環として、介護福祉の仕事に関する市民周知や人材確保の目的で作成した「武蔵野市介護・福祉事業所一覧」の冊子を作成した。令和2年度は開催できなかったプロジェクト若ばについてはオンラインで1回開催した。

方波見高齢者総合センター所長より高齢者総合センター事業について次のとおり説明された。

事業番号13、高齢者総合センター管理運営事業では、施設利用ガイドラインを適宜更新しながら感染症対策をし、利用者が施設を安全に利用できるよう取り組んだ。外部団体への施設貸出に関しては引き続き中止とした。

事業番号14、在宅介護・地域包括支援センター事業では、令和2年度に引き続き、介護予防や重度化防止の観点から独居又は高齢者のみで、介護サービスを利用していない世帯を対象に

電話及び訪問による調査を延べ320件実施した。地域ケア会議ではオンラインを併用し、対象地域の築年数の経過した分譲マンション入居者を対象事例とし、災害時の地域連携と見守り体制の在り方について議論した。また、地域の商店会や福祉の会等と協働し、複数の拠点を中継したオンライン介護予防講座を開催した。

事業番号15、住宅改修・福祉用具相談支援センター事業は、作業療法士・理学療法士による福祉用具や住宅改修を中心とした住環境整備の相談、言語聴覚士によるコミュニケーション・嚥下障害の相談、排泄ケア専門員による相談を実施した。令和3年度は高齢者のコミュニケーション知識普及のため冊子作成と、排泄ケア冊子の改正、動画作成をした。動画再生回数は1000回を超えた。

事業番号16、デイサービスセンター事業では、感染症対策を徹底してサービス提供した。発熱者、濃厚接触者利用者に対しても対策を徹底して受け入れた。令和4年1月に利用者の2名と職員1名のコロナ陽性が判明したが、利用者に濃厚接触対象者はなく、規模を縮小して事業継続し、必要な方には配食サービスと安否確認を実施した。また、令和3年度も個人面談は電話で17名のご家族に実施した。年間利用者は、昨年度から改善も見られ、延べ8,184名、稼働率は81.4%となった。収支計算書は記載のとおりで1198万円の赤字となった。

事業番号17、社会活動センター事業で、令和3年度は、感染症対策をした上で初心者向け講座30講座を開催した。イベントや施設貸し出しは引き続き中止としたが、試験的に事前申込制でのスペース開放を行った。世代間交流を目的とした境南小学校ふれあいサロンは児童数の増加により実施していた教室を返却するため、令和3年度で事業終了となった。

方波見北町高齢者センター所長から北町高齢者センター事業について次のとおり説明された。

事業番号18、北町高齢者センター事業では、開設から34年が経過し、施設の老朽化と現在の状況から「北町高齢者センター運営に関する内部検討委員会」を設置し、今後の在り方含めた検討を行い武蔵野市に提案した。デイサービス事業については、感染症対策を徹底してサービス提供した。令和3年9月に利用者2名がコロナ陽性となり、利用者9名が濃厚接触者と認定され3日間閉所し、必要な利用者には配食サービスと安否確認を実施した。また、7月から個別機能訓練加算取得を開始した。年間利用者数は昨年度から改善が見られず、延べ6,004名、年間平均稼働率は69.7%となった。小規模ハウスについては、年度後半、管理人が不在となったため、セキュリティを強化するとともに、入居者の安全・安否確認対応に努めた。

子育てひろば「みずきっこ」については来所を予約制として開所した。入れ替え制の導入や、オンライン利用等、より多くの孤立しがちな親子の支援ができるよう努力した。引き続きデイ

サービスとの交流はオンラインで実施した。また、令和3年度は事業委託のプロポーザルを実施し、引き続きサニーママ武蔵野への委託を決定した。収支計算書は記載のとおりで、1690万円の赤字となった。

新谷総務課長より管理費について説明された。

福祉公社の管理運営に要した経費で、令和3年度も、安定して事業を継続するためコロナ対策が中心となった。職員や利用者数名が罹患したほか、濃厚接触者認定や子の世話などで出勤できない職員には特別休暇を適用するなど安心して働ける体制を構築した。人材の育成では、通信教育やオンラインでの研修に注力しました。階層別研修はすべてオンラインにて実施し、全体研修もオンラインと動画配信した。自己啓発では、通信教育に18名がチャレンジし全員終了した。また、介護サービス事業向けの動画配信サービスを契約し、49件の視聴があった。

ケアリミック武蔵野では、ホームヘルプセンターと総務課共同で「IT化により業務改善を進めたらコロナ対策もできた！」を発表した。

市民から遺贈を受けた物件を改装し、新たに関前スペースとして整備し、研修場所として活用をはじめた。情報セキュリティの強化を図るため、情報セキュリティ委員会を発足し、情報セキュリティ基本方針を策定した。

収支については、使途を特定しない寄付金を受け、50%を法人会計に繰り入れている。委託費の予算が超過したのは、固定資産取得支出として計上していた電話主装置等の入れ替えの一部が委託費となったことによるものがある。

伊藤事務局長より、収支計算書について説明された。事業活動収支について、収入計が7億9077万1千円、事業活動支出計が7億7440万6千円で、事業活動収支差額は、1636万5千円となった。投資活動収支では、収入は、老後福祉基金預金取崩収入の9310万1千円、退職給付引当資産取崩収入248万9千円などで、支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建替準備資金積立支出の特定資産取得支出が、1億217万円で、建物付属設備建設支出、車両運搬具購入支出、什器備品購入支出合計である固定資産取得支出729万7千円、敷金・保証金支出と合わせると1億946万7千円となり、投資活動収支差額は1387万6千円のマイナスとなった。

財務活動収支では、予備費支出はなく、当期収支差額は248万9千円のプラスとなった。

つづいて貸借対照表について、説明がなされた。

I 資産の部 資産合計(二重線の部分)は13億7443万5千円、II 負債の部 負債合計は1億5614万円、III 正味財産の部 正味財産合計は12億1829万4千円となり、負債及び正味財産

合計は13億7443万5千円となった。

つぎに、正味財産増減計算書及び内訳表について説明された。経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、事業収益、受け取り補助金等、受け取り寄付金、雑収益、合わせて7億9077万1千円となり、前年度と比較して4942万2千円の増となっている。主な要因は、受取寄付金4346万9千円の増である。経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせ、経常費用合計7億9375万7千円となり、前年度と比較して322万8千円の増となった。当期経常増減額は、298万6千円のマイナスとなった。経常外増減の部、経常外収益は、車両の入れ替えによる買取が発生したもので、経常外費用は、老後福祉基金を運用している公債の評価損、償還差損で、電話主装置等の固定資産を処分したことによる除却損である。前年度一般正味財産期末残高に、当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、8億24万8千円となった。指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減はなく、一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は12億1829万4千円です。前年度と比較して333万1千円の減となった。

内訳表については、決算における公益目的事業会計と収益事業、法人会計の経理区分を明確化したもので、「子育てひろば事業」が公益目的事業と認められていないことから、収益事業のその他事業会計として区別している。具体的には、北町高齢者センター事業のうち、「子育てひろば受託事業」に関わる収益、費用について配賦したものである。そのほか、管理費等を公益目的事業従事割合や使用割合により、公益目的事業会計と法人会計に振り分けた後の収益と費用を表している。

財務諸表に対する注記は、記載のとおりで、財産目録は、現金、預金、未収金など流動資産合計は2億2831万7千円で、基本財産、特定資産、その他固定資産による固定資産合計が11億4611万8千円で、資産合計は13億7443万5千円だった。未払金など流動負債と退職給付引当金など固定負債による負債合計は1億5614万円で、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は12億1829万4千円となる。

続いて大久保監事から次のとおり監査の報告がなされた。安田監事とともに、当法人の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行った。理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。以上の方法によって、当該年度の事業報告と附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査を実施し

た。監査結果について、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めた。理事の職務の執行に関する不正の行為、または、法令・定款に違反する重大な事実は認められなかった。計算書類、その附属明細書、財産目録等について、当法人の財産及び損益の状況、全て重要な点において適正に表示しているものと認めた。重大な後発事象はない。

以上で説明が終わり、議案第5号及び議案第6号に関連して、次の質疑応答があった。

黒竹理事 つながりサポート事業で2名の遺贈による寄附金があったと説明があったが半額を法人会計に計上しているのか。

新谷総務課長 用途を特定していない寄附は、公益目的事業会計と法人会計に半分ずつ計上している。そのほか、公益目的事業に用途を特定している寄附と権利擁護センター職員のために使用してほしいと用途を特定した寄附があった。

黒竹理事 総務課の報告で遺贈を受けた物件の活用とあったが、それとの関係は。

新谷総務課長 現在活用をすすめている物件は、令和2年度に寄附を受けた物件である。

渡邊理事 事業番号14、在宅介護・地域包括支援センター事業で、赤字額41万円余りとある。当初、赤字額が大きくなると予想していたが、抑えられた要因は。また、市からの受託料で返還を生ずる事業があったのかどうか、伺いたい。

方波見高齢者総合センター所長 収入面では、居宅介護支援給付が増えたこと、臨時のコロナ関連の事業を受託したこと、支出面では、超過勤務を減らしたことなどにより人件費が予想より抑えられたことが要因となった。

新谷総務課長 事業番号15、住宅改修・福祉用具相談支援センター事業で給付事業があり、支出しなかった扶助費分を市に返還している。

黒竹理事 諸謝金が全体で840万円ほど、委託費が875万円増加している。おもな要因は。

新谷総務課長 諸謝金については、令和2年度が初任者研修や社会活動センターの講座の多くを中止したことで、落ち込んでおり、令和3年度は多くの事業を再開したことから増加した。委託費については、同様に再開した事業に関わる委託費と、固定資産で予算計上していた電話主装置等の入替工事が委託費計上となった要因が大きい。

その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第5号及び議案第6号は、1件ずつ採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第3 議案第7号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第8号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

森安理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

伊藤事務局長から、「日程第3 議案第7号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則について」の提案理由について、育児参加休暇の新設のほか所要の改正の承認を求めるものである、と説明された。

新谷総務課長から、詳細について、次のとおり説明された、

第6条は、採用決定者の提出書類について規定しており、第1項第4号の身元保証書を削除するものである。身元保証人に関しては、身元保証書を提出する法的な義務はないとのことから削除するものである。かわりに、記載はないが、緊急連絡先を任意で提出させる。

第27条の5短期の介護休業では、配偶者について記載があり、配偶者の定義について、性別等に関わりなく当該職員と届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを「配偶者等」として定義するものである。

つぎに別表6の改正について、第27条の7の特別休暇について規定しており、育児参加休暇を追加するものがある。配偶者等が出産の産前産後期間内に5日の育児のための有給休暇を付与するものである。

つづいて伊藤事務局長から、「日程第4 議案第8号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正を踏まえ、所要の改正を求めるものである、と説明された。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明された。

第11条の2に（妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等）の条を追加し、本人または配偶者等の妊娠出産の申し出をした職員に対し、育児休業制度についての説明と取得に対する意向の確認を行うことを規定するものである。第11条の3には（勤務環境の整備に

関する措置)として、育児休業に関する研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備を講じることについて規定するものがある。

説明は以上で、議案第7号について安田監事から次の意見があった。

安田監事 第27条の5について、「配偶者(性別等に関わりなく当該職員と届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「配偶者等」という。))を含む。)」とあるが、「配偶者(性別等に関わりなく当該職員と届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む(以下「配偶者等」という。))。)」とすべきではないか。

新谷総務課長 ご指摘のとおり修正する。

そのほか、議案第7号及び議案第8号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、1件ずつ採決の結果、一部修正のうえ、全会一致で承認された。

日程第5 議案第9号 令和4年度第2回評議員会の開催について

伊藤事務局長から、提案理由について、定款第17条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要のある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、議事日程案のとおり開催することについて、承認を求めるものである、と説明された。

日程第4議案第3号 評議員の再任については、宮原隆雄評議員の任期満了に伴い議案としていたが、宮原評議員から退任の意向があり、後任の方の選任の決議に修正をしたい。後任には、東京都武蔵野市歯科医師会副会長の谷口勝哉氏を推薦されており、今回の理事会に資料等が間に合わなかったことから、この後、みなし決議を実施し評議員候補者推薦の議案を上程したいと考えている。そのほか、日程第5報告事項1については、今理事会の決議された内容についての報告である。

説明は以上で、議案第9号について理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、一部修正のうえ、全会一致で承認された。

日程第6 報告事項1 理事の競業取引について

日程第7 報告事項2 理事の利益相反取引について

森安理事長から一括報告の申出がなされた。

伊藤事務局長から、令和3年度の理事の競業取引と利益相反取引について、令和3年度第2回理事会及び第3回理事会で承認されているもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律92条により報告義務があることからこのたび報告するものである、と説明された。黒竹理事及び渡邊理事との当該取引については、理事会で承認された範囲である。

報告事項1及び報告事項2に関して、理事及び監事から質疑意見はなかった。

日程第8 報告事項3 第三期中長期事業計画進捗報告

伊藤事務局長から、次のとおり説明された。

第三期中長期事業計画は、令和3年度が計画期間5年間の3年目であった。昨年度に新たに取り組んだことのうち、事業報告の際に説明がなかったことを中心に説明する。

基本目標、全ての市民が安心して生活できる、の上段の取組目標、家族や親族がいなくても安心して生活できる、の具体的な取り組みでは、つながりサポート事業にて、利用者アンケートを実施し利用者の現状や不安な点等について調査を行った。

つぎに、基本目標、健康で活動的に暮らし続ける、の取り組み目標、社会参加の促進では、在宅介護・地域包括支援センターでは、地域団体と連携し、フレイル予防講演会を複数回実施した。また、サロンやテンミリオンハウスの利用を休止している利用者に電話で聞き取りを行い、身体状況等に不安がある方には訪問し必要な対応を実施した。また、デイサービスにおけるボランティアの活動は、利用者と接触しない別室での活動などを実施した。

基本目標、地域の福祉機能を充実させる、取組目標、地域活動を支援するでは、市民後見人活用の一つとして、法人後見を受任している被後見人等に対し、市民後見人養成講習を受講した方を後見協力員として、定期訪問や通院同行等を依頼した。高齢者総合センターで開催してきたコミュニティカフェは中止せざるを得なかったが、センター内で近隣のイベントや市民団体の広告について掲示やチラシ設置などの協力をした。就労している介護者に参加してもらうため、休日に家族介護教室を開催し、大勢の参加があった。

基本目標、健全な組織運営の維持、取組目標、社内の人材育成では、権利擁護課で、公証人、障害者福祉サービス事業者等の方を講師として招くなど、内部研修を実施し制度理解に努めた。取組目標、効率的な事業運営では、高齢者総合センターの大規模修繕の計画が進行し、修繕後

の機能や工事中の仮設事業所について武蔵野市と協議を重ねた。また、事務事業評価を実施し、理事会・評議員会に報告した。広報活動では、福祉公社を周知するため、ムーバス時刻表に広告を掲載した。取組目標、市民社協との事業連携では、引き続き多くの連携事業について実施が困難となったが、事業連携推進委員会を2回開催した。

なお、今年度は計画期間の4年目だが、社会情勢の大幅な変化を鑑み1年前倒しで次期中長期事業計画を策定することとし取り組み始めている。3月の理事会にて上程出来ればと考えている。

説明は以上で、報告事項3に関して次の質疑応答があった。

渡邊理事 デイサービスについて送迎バスの委託先や車両の検討とあるが、具体的にはどのような検討を行ったのか。

方波見高齢者総合センター所長 高齢者総合センターデイサービスセンターにて送迎バスの委託先を変更した。委託費が年々上がってきたことから、見積り合わせを実施し、委託先を変更した。北町高齢者センターでは、大型の送迎車3台を2台に削減した。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなかった。

日程第9 報告事項4 理事長及び常務理事の職務執行状況について

まず、森安理事長から令和3年12月20日の理事会にて報告して以降の職務執行状況について次のとおり報告がなされた。

令和3年12月22日、高齢者総合センターデイサービスセンター、23日は北町高齢者センターのクリスマス会に出席した。コロナ禍で制約があるなかではあるが、ご利用者に楽しんでいただけた。

12月28日は、高齢者総合センター、北町高齢者センター、三鷹サテライトオフィス、市役所各課、市民社協に出向き年末の挨拶をした。

令和4年1月4日は、市役所に出向き、市長、副市長、関係部課長に年頭の挨拶をした。

1月11日、職員永年勤続表彰を行い、勤続10年1名、20年3名を表彰した。引き続き職員の模範となるよう伝えた。

1月20日、笹井副市長と在支・包括支援センターの機能強化、新社屋建設への支援等について協議した。

1月27日～2月3日、部署ごとに令和4年度事業計画と予算のヒアリングを行った。

1月28日、権利擁護事業等運営監視委員会があり、出席した。委員からは適正に運営されている旨の評価をいただいた。

2月1日、専門職1名の正式採用の辞令交付を行った。介護職員就業促進事業で採用した職員で、初任者研修を終え資格も取得し、正式に職員として採用した。

2月9日、成年後見地域連携ネットワーク連絡協議会が開催され、オンラインで出席した。

2月13日、福祉公社40周年記念式典を開催し、武蔵野スイングホールの会場にて33名、リモート視聴65名、計98名の参加があった。事業報告会も併せて実施し、ひろく外部の方に各部署の1年間の取り組みを発表でき、職員のモチベーションも上がったものと思っている。

2月15日、主任昇任試験があり、1名の面接試験を行った。

2月28日、オンラインにて、苦情対応第三者委員会を開催した。令和3年度後半6件の苦情を報告した。

3月2日、職員向けに、関前スペースを公開した。遺贈で寄付された物件を改修したもので、研修などに活用していく。

3月4日、令和3年度第4回理事会を開催した。

3月10日、笹井副市長と新年度派遣職員等、法人運営について協議した。

3月16日、専門職（相談員）1名の採用面接を実施した。

3月17日、令和3年度第3回評議員会を開催した。

3月23日、NPO法人こだまネット理事会にオンラインで出席した。

3月24日、令和4年度4月1日付け人事異動の内示を発表した。

3月31日、退職1名と派遣解除1名に解任の辞令交付を行った。

4月1日、派遣受け入れ1名、新規採用3名、昇任1名、配置換え7名に対して、辞令交付式を行った。

4月4日、伊藤新副市長に表敬訪問をかね、受託料適正化、新社屋建設等、当面する課題について協議を行った。

4月19日、専門職1名の採用面接を実施した。

4月25日、27日、5月2日と市の部長、新しい課長等と現在の公社の課題について協議した。

4月28日、福祉公社職員に対して「2040年の社会と高齢者の姿から考える福祉公社の役割」と題してオンラインで新年度講話を行った。高齢者が2040年まで増え続ける、そういった時代を見据えて私たちはどうあるべきか、所得格差、健康格差の拡大する社会となるなか、セイフティネットを担う公社の役割について職員と一緒に考えていきたい、と問題提起した。

5月10日～18日、中長期事業計画の進捗状況について、部署ごとにヒアリングを行った。

5月11日、スイングホールにて、行政関係団体連絡会に出席した。

5月15日、22日、来年度の新卒者採用面接を計15名実施し、3名に内定の通知を出した。

5月17日、亜細亜大学まちづくり未来塾に登壇し、「武蔵野市における“まちぐるみの支え合い”」を講演した。

5月27日、令和3年度監査を受けた。コロナ禍において適切に事業運営していると評価をいただいた。

5月31日、NPO法人こだまネット総会に出席した。

6月1日、介護職員初任者研修開講式に出席した。9名で受講がスタートした。

6月2日から全部署対象に職員懇談会をはじめた。主任までの現場職員を対象とし、利用者に近い職員の声を聴き法人運営に生かしていきたい。

つづいて、伊藤常務理事から、業務執行理事たる常務理事としての職務の執行状況について、4月着任以降、理事長とともに実施した内容以外を中心に次のとおり報告された。

まず、4月1日に辞令交付を受け、常務理事兼事務局長として着任した。4月4日、5日には、新規採用職員とともに福祉公社における最初の基礎的な研修として、各担当からの業務に関する説明の席に同席した。

4月14日には地域包括ケア人材育成センターの市の担当課である地域支援課との協議を持った。今期の人事異動により、地域支援課長も変わられたこともあり、互いに初顔合わせとなった。

次に、昨年12月に発足した「情報セキュリティ委員会」を令和4年度第1回として4月20日、第2回として5月18日に開催した。情報セキュリティマネジメント体制としては、事務局長が委員長として就任し、委員会は毎月第三水曜日に定期開催している。議題は、主に情報セキュリティヒヤリハット報告や第1回情報セキュリティ研修会についてであった。

5月2日、6日、13日と、各部門の業務内容や各担当の実情把握等を目的に、本部各センター長との面接を実施した。

5月17日には、公益財団法人協会主催の「公益法人の新任の役員・職員のための基礎から確認する制度運営セミナー」を受講し、法人運営の基礎的な部分を学んできた。

5月20日には市の地域支援課及び高齢者支援課と「認定ヘルパー養成研修関連」についての打ち合わせを行った。

5月26日には「令和4年度第1回財政援助出資団体情報交換会」に参加し、各団体における労働環境や制度等について情報交換した。

以上、これからも新型コロナウイルス感染症の状況等もよく注視しながら、利用者である市民が安心して暮らせるよう、支援に努め、業務改善や新たな事業に取り組んでいく。

報告は以上で、報告事項4に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、報告事項は終了した。

本日の理事会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、森安理事長は令和4年度第3回理事会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和4年7月14日

議長(理事長) 森 安 東 光



議事録署名人(監事) 安 田 大



議事録署名人(監事) 大久保 実

